

豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて

みだしの件につきまして、近年の大雨災害の発生等の状況を鑑み、豊川市教育委員会でも「非常災害時等に関する休業等の扱い」について改訂しました。改訂の内容としては、1【臨時休業】となる場合、2【その他】の対応の2点についてになります。それぞれ、下記にまとめましたので、それらの内容に基づき、各ご家庭においても、「命の安全」を最優先に考えた判断をしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

1【臨時休業】となる場合について

- (1) 登校前の段階で、以下の警報または警戒レベルが発表されているとき
 - ① 豊川市に各特別警報
 - ② 豊川市災害対策本部発令の「警戒レベル4（避難指示）」以上※原則、翌日より学校を再開します。
- (2) 午前11時以降、暴風警報（台風等）が継続されている場合
- (3) 豊川市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき
- ※学校からの「授業再開」の連絡があるまでは、休業を継続とします。
- (4) その他、豊川市教育委員会と学校が休業と判断した場合
- ※事前に連絡します。

2【その他】の対応について（登校・下校時、登校後の対応について）

【登校前】

上記「1【臨時休業】となる場合について」に該当する場合休業となります。ただし、上記内容にかかわらず、保護者が「登校は危険」と判断した場合は、自宅待機をさせ、安全確保に努め、速やかに学校へご連絡ください。

【登校・下校中】

- 登校中、上記「1【臨時休業】となる場合について」の(1)の気象情報、避難情報が発表されたとき
- 自宅へ戻りそのまま待機します。ただし、自宅に戻れない状況の場合、一旦学校へ登校し避難します。
- 地震が発生したとき
- 安全が確保できる場所へ避難します。その後、自宅又は学校の近い方に避難します。

【登校後】

○登校後に、上記「1【臨時休業】となる場合について」の気象情報、避難情報が発表されたとき、また(3)(4)の状況になったときは、安全確認を行い、「集団下校」「引き取り下校」「校内待機」など、速やかに下校等の措置をとります。また、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等します。

〈この件に関するお問い合わせ先〉 豊川市教育委員会 学校教育課
(0533) 88-8033
豊川市立桜町小学校
(0533) 86-4246